

### 新型コロナウイルス感染症による出席停止について

新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条に基づく学校長の判断により出席停止となります。つきましては、病院受診時に自宅療養期間を医師に確認の上、下記の様式に保護者が記入・押印し、登校後に学校へ提出してください。

【出席停止の基準】 発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

例えば…	発症日	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目
発症後 3 日目に 軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1 日目	発症後 5 日目以内 なので 登校不可	登校 可能	
発症後 5 日目に 軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1 日目	登校 可能

\*出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

### 新型コロナウイルスに関する報告書

受診日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_ (TEL: \_\_\_\_\_)

自宅療養期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( )  
(出席停止期間)

※学校保健安全法施行規則第 19 条に基づく期間、自宅療養を行ったので、

【 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日】より登校いたします。

大阪府立水都国際 【 中学校 ・ 高等学校 】

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 番

生徒名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ 印